

船舶用燃料等の購入にかかる仕様書

1. 件名 船舶用燃料等の購入
2. 購入物品
 - ①軽油（免税）
品質 JIS-K2204
 - ②エンジンオイル
コスモマリン スーパーマルチ X 15w-40
(船舶用ディーゼルエンジンオイルで、API 規格 CD 以上、SAE 規格 15w-40 であれば代替品可)
3. 購入予定数量
 - ① 14,100 リットル
 - ② 140 リットル
4. 納入場所
近畿運輸局配備交通艇
大阪港中央突堤南側交通艇定繋地
5. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
6. 納入方法
 - ①阪神港大阪区内の給油施設又はバンカー船・バージによる納入とし、消防法等関係法令の規定を遵守すること。
 - ②20リットルペール缶等、SDS（安全データシート）の「取扱い上及び保管上の注意」を遵守し、保管に適切な容器により納入すること。
7. その他
 - (1) 契約は、単価契約で行う。
 - (2) 軽油引取税については、地方税法附則第12条の2の7及び地方税法第144条の21の規定による免税引取りを行うこと（大阪府税事務所が発行する軽油引取税免税証を取扱うこと）。
 - (3) 軽油が上記規格であることについて、製造者による証明書類（代表性状表等）を提出すること。
 - (4) 本仕様に関するすべての作業において発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。
 - (5) 請求は、物品引渡後、1ヶ月分の代金（総額）に消費税及び地方消費税を加算した金額を請求するものとする。
 - (6) 支払いは、適法な支払請求を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
 - (7) 使用予定数量は予定であり、発注を保証する数ではない。
 - (8) 本仕様書に記載のない事項、契約履行上生ずる疑義については、双方協議の上決定する。